

北海道スポーツ推進計画について

1 北海道スポーツ推進計画（計画期間：平成 25 年度～平成 29 年度）

計画の構成

はじめに

- 1 計画の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の目指す姿
- 4 計画の期間及び推進状況の把握
 - ・ 北海道教育委員会が平成 20 年に策定した「第二次北海道スポーツ振興計画」に基づきスポーツを振興
 - ・ 平成 23 年 6 月に、「スポーツ基本法」が制定され、24 年 3 月に、同法に基づき「スポーツ基本計画」を策定
 - ・ 本計画の位置づけは「スポーツ基本法」第 10 条の規定に基づき、国の「スポーツ基本計画」及び、本道の実情に即して策定
 - ・ 「新・北海道総合計画（北の未来を拓くビジョンと戦略）」の個別計画
 - ・ 平成 25 年度から 5 年間の計画期間

第 1 章 学校と家庭・地域における子どもの運動・スポーツ機会の推進

- 1 学校における体力・運動能力の向上
- 2 学校の体育に関する活動の充実
- 3 スポーツ少年団体等の活動の充実
- 4 保護者に対する運動、スポーツの必要性についての普及啓発

第 2 章 世界の舞台で活躍する競技者の育成

- 1 競技力向上に向けた戦略的な選手強化及び指導者の充実
- 2 本道におけるスポーツ界の好循環の創出
- 3 国際レベルの競技会等の開催
- 4 プロスポーツ等との交流の促進

第 3 章 若者から高齢者までのライフステージに応じた地域スポーツ活動の推進

- 1 地域の特色を活かしたスポーツ活動の促進
- 2 高齢者や障がいのある方のスポーツ体験活動などの普及・啓発
- 3 スポーツ関係団体等との連携・協働

第 4 章 道民が自ら進んで参画するスポーツ環境の充実

- 1 スポーツ指導者の充実
- 2 地域住民が主体となったスポーツ環境の充実
- 3 スポーツ施設の有効活用

2 第 2 期北海道スポーツ推進計画（計画期間：平成 30 年度～平成 34 年度）

- 北海道スポーツ推進計画は、平成 29 年度までの計画期間となっていることから、引き続き道内のスポーツ振興のため、国の「第 2 期スポーツ基本計画」を参酌し、平成 30 年度から 5 年間の新たな計画を策定する。

3 想定スケジュール

